

勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月30日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第20号

勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

(勤勉手当支給に関する規則の一部改正)

第1条 勤勉手当支給に関する規則(昭和41年柴田町規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第6条 再任用職員以外の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第19条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の112.5</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の101</u></p> <p>(4) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の92</u></p> <p>(5) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の70以下</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第6条 再任用職員以外の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第19条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の115</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の92</u></p> <p>(4) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の83</u></p> <p>(5) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の70.5未満</u></p>

<p>2～3 (略)</p> <p>4 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.5</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の48</u></p> <p>(3) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の46</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の35以下</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>4 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の47</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の43.5</u></p> <p>(3) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の41.5</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の37.5未満</u></p> <p>5 (略)</p>
---	---

第2条 勤勉手当支給に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第6条 再任用職員以外の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第19条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の119</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の107.5</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第6条 再任用職員以外の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第19条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の112.5</u></p>

<p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の96</u></p> <p>(4) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の87</u></p> <p>(5) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の70以下</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の49</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の45.5</u></p> <p>(3) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の43.5</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の35以下</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の101</u></p> <p>(4) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の92</u></p> <p>(5) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の70以下</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.5</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の48</u></p> <p>(3) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の46</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の35以下</u></p> <p>5 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。